

第36回 農業委員会総会議事録

令和2年6月25日開会

中標津町農業委員会

令和2年6月25日、第36回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	長谷川	孝	二
2番	田中	洋	希
3番	竹村		聡
5番	田中	世	一
4番	武田	健	治
6番	瀧本	和	男
7番	須崎		智
8番	上原	房	子
9番	和泉	光	広
10番	後藤	田宏	幸
11番	高橋	正	一
12番	赤波	江信	二
13番	國光	達	男
14番	小林		亨
15番	中村	正	生
16番	笠原	康	博
17番	氏家	康	夫
18番	本田	信	幸

附議した案件

- (イ) 議案第205号 況証明願いについて
- (ロ) 議案第206号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第207号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ニ) 議案第208号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (ホ) 議案第209号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ヘ) 議案第210号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ト) 議案第211号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (チ) 議案第212号 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について
- (リ) 報告第102号 農地法第5条許可書の交付について
- (ヌ) 報告第103号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事務局長	坂井一文
庶務係長	葛西利光
農地係長	小倉欣也
係	宮崎智佳

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、18名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第36回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
15番、中村 正生 委員。
16番、笠原 康博 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 5月28日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに、中標津町議会6月定例会が6月8日から12日の日程で開催され、8日及び12日に会長が出席しております。つぎに、6月17日に第41回北海道農業

者年金協議会総会が、また、翌18日には北海道農業会議第89回総会が、札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席しております。
以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第205号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 氏家委員

氏家委員 上程になりました議案第205号 「現況証明願いについて」(1)(2)について説明いたします。2ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○。
2、土地の表示。字○○○○○○番地○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積29,183㎡の内617㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、3ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年6月16日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。
4ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町○○○条○○丁目○番地○、○○ ○○○。
2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積18,940㎡、利用状況、宅地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、5ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和2年6月16日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第205号(3)について説明いたします。6ページをお開

きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町丸山2丁目2番地、中標津町長 西村 穰。

土地所有者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地、面積48,767 m²、利用状況、畑、他1筆、合計、72,489 m²。3、申請の理由、小規模治山事業のため。4、見取図は、7ページのとおりです。

本案件につきましては、北海道による小規模治山事業のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農用地区域内となっており、公簿・現況も畑ですが、既存の保安林指定範囲を広げ指定することから、現況証明書が必要なものであります。令和2年6月16日、第5地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地であります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)(5)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 上原委員。

上原委員 上程になりました議案第205号(4)(5)について説明いたします。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

釧路市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇 〇。

土地所有者、(故) 〇〇 〇〇〇

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積3,021 m²の内66 m²、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、9ページのとおりです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年6月22日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

10ページをお開きください。

(5) 1、申請人の住所、氏名。

釧路市〇〇〇〇〇番〇号、〇〇 〇。

2、土地の表示。〇〇〇条〇〇丁目〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積329 m²、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、11ページのとおりです。

当該地は農業振興地域外の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年6月22日、第6地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放

牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第206号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。なお、本案件につきましては、(1)と(2)、(3)から(9)、(10)から(13)の3回に分けて審議を致します。
(1)(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第206号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)(2)について説明いたします。13ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,995㎡、利用目的、牧草畑、他34筆、畑550,333㎡、採草放牧地104,400㎡、合計654,733㎡。
3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定をするもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。令和2年7月28日から令和12年7月27日まで。6、当事者の経営状況、世帯員4人、農従者4人、経営地、畑750,274.11㎡、採草放牧地119,814㎡、計870,088.11㎡。家畜、牛172頭。7、見取図につきましては、15ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。16ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。
貸主、中標津町〇〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
借主、中標津町〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、山林、現況、畑、面積9,718㎡、利用目的、牧草畑、他19筆、畑426,537㎡、採草放牧地40,863㎡、合計467,400㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定をするもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契

約の内容、利用権の設定、使用貸借の設定。5、期間。令和2年7月28日から令和12年7月27日まで。6、当事者の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、畑457,151㎡、採草放牧地40,863㎡、計498,014㎡。7、見取図につきましては、18ページのとおりとなっております。この案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。ここで、会議規則第16条の規定により、3番、竹村委員の退席をお願い致します。

(竹村委員退席)

(3)から(9)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました議案第206号(3)から(9)について説明いたします。なお、借主が同一であることから(4)以降は一括ご説明いたします。19ページをお開きください。

(3)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○○番地○、公簿、畑、現況、畑、面積3,844㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年7月27日から令和12年7月26日まで。6、当事者の経営状況、構成員、10人、農従者、10人、畑68,094㎡、計68,094㎡。7、見取図については、20ページのとおりとなっております。

21ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳、農業。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番17、公簿、畑、現況、畑、面積6,442㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年7月27日から令和12年7月26日まで。6、当事者の経営状況、構成員、10人、農従者、10人、畑68,094㎡、計68,094㎡。7、見取図については、30ページのとおりとなっております。31ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町東〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積2,966㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年7月27日から令和12年7月26日まで。6、当事者の経営状況、構成員、10人、農従者、10人、畑68,094㎡、計68,094㎡。7、見取図については、32ページのとおりとなっております。

この7件につきましては、農地所有適格法人へ使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。

(竹村委員着席)

竹村委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

(10)から(13)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第206号(10)(13)について説明いたします。33ペ

ージをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番地〇、公簿、畑、現況、畑、面積 139,825 m²の内 107,800 m²、利用目的、牧草畑 3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月26日から令和3年3月31日まで。6、価格。年 251,000 円。7、資金調達方法。自己資金 251,000 円。8、当事者の経営状況。世帯員、9人、農従者、4人、畑 573,169 m²、採草放牧地、2,500 m²、計 575,669 m²。9、見取図については、34ページのとおりとなっております。なお、(11)につきましても、貸主が同一のため一括説明いたします。

35ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番地〇、公簿、畑、現況、畑、面積 129,745 m²の内 123,800 m²、利用目的、牧草畑 3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年6月26日から令和3年3月31日まで。6、価格。年 389,000 円。7、資金調達方法。自己資金 389,000 円。8、当事者の経営状況。世帯員、7人、農従者、4人、畑 551,485.85 m²、計 551,485.85 m²。9、見取図については、36ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、当事者の申し出により、所有している農地を、近隣の農家に賃貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 1,507 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農地所有適格法人へ所有農地を譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けて農業を継続するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人。7、見取図については、38ページのとおりとなっております。なお、

(13)につきましても、譲渡人が同一のため一括説明いたします。39ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇、〇〇歳、無職。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇〇、公簿、雑種地、現況、畑、面積 1,914 m²、利用目的、牧草畑、他2筆、合計 5,577 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡

人、近隣農家へ所有農地を譲渡するもの。譲受人、譲渡を受けて農業を継続するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況。世帯員、5人、農従者、2人。7、見取図については、40ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、農地所有適格法人及び近隣農家に所有権の移転をしたい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10)から(13)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第207号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。

(1)(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第207号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)(2)について説明いたします。42ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,799㎡の内6,200㎡。3、許可期間。令和元年7月25日から永年。4、変更理由。施設設計変更及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。

5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年7月25日から令和2年6月30日まで。変更後、転用期間、令和元年7月25日から令和3年6月30日まで。

この案件につきましては、令和元年6月24日開催の第24回中標津町農業委員会総会議案第136号(5)で審議されたのち承認され、令和元年8月22日開催の第26回中標津町農業委員会総会報告第75号(5)で許可の報告をしたものです。本件は、施設設計変更及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。

43ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇番地3、〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積6,615㎡、3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。設計変更及び建築資材確保が困難であることに伴い、工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。

5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年10月25日から令和2年9月25日まで。変更後、転用期間、令和元年10月25日から令和3年9月25日まで。この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(6)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(5)で許可の報告をしたものです。本件は、施設設計変更及び建築資材確保が困難であることに伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第208号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第208号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1)について説明いたします。45ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積985㎡。3、許可を受けようとする事由。農家用住宅建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、46ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農家用住宅を建設するため申請があったものです。

申請面積については985㎡となっております。令和2年6月15日、第3地区推進班において現地確認を行ったところ、この案件については、中標津町農業振興地域整備計画における、農業を担うべき者の育成及び確保の施設に該当し、別添の農地法第4条調査書のとおり、転用は止むを得ないものと判断したものです。なお、今回は平成28年3月8日決定「農地法第4・5条に係る30アール以下の農地転

用に関する北海道農業会議への意見聴取に関する申し合わせ」により、可決後に北海道農業会議への意見聴取を要しない案件であることを申し添えます。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 田中 洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第208号「農地法第4条の規定による許可申請について」
(2)について説明いたします。47ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積506㎡、他1筆、合計2,370㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、48ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、乾乳牛舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、2,370㎡で、令和2年6月16日に第5地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。
日程7、議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第209号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(1)について説明いたします。50ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役 〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、
面積59,484㎡の内9,331㎡、他2筆、合計19,923㎡。3、許可を受けようとする
事由。砂利採取のため。4、転用の期間。令和2年7月20日から令和3年7月1
9日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、採取量。砂利39,046㎡。7、最大切
深。3.0m。8、見取図については、51ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、申請地において新規の砂利採取事業を行なおうとするも
ので、当該農地分に係る申請面積は19,923㎡となっております。令和2年6
月17日、第1地区推進班にて現地調査の結果、建設工事に必要な資源採取のため
の一時転用であり、採取後は農地が復元され、一体的な利用が可能となることから、
別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、意見聴取いたします。

日程8、議案第210号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第210号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。
議案の53ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積73,908㎡の内
18,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に
伴い貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸借を再設定するもの。4、

権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年7月1日から令和3年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法。自己資金72,000円。8、借主の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、畑622,969㎡、計622,969㎡、家畜、牛50頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、54ページのとおりです。本案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

55ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○線北○○番地○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積17,114㎡の内12,024㎡、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年7月29日から令和7年7月28日まで。6、価格。年1,000円。7、資金調達方法。自己資金1,000円。8、借主の経営状況。世帯員、1人、農従者、1人、畑230,351㎡、採草放牧地15,000㎡計245,351㎡、作付作目、蕎麦。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、56ページのとおりです。本案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中 洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第210号(3)から(4)について説明いたします。57ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町○○○○○○番地○、(株)○○○○○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積48,622㎡、他6筆、合計215,379利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けて

いた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、14,463,000円。6、資金調達方法。その他資金、14,400,000円、自己資金63,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、畑1,132,725.28㎡、計1,132,725.28㎡、家畜、牛242頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、59ページのとおりです。この案件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

60ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町○○○○○○番地○、○○○、○○歳。

借主、中標津町字○○○○○○番地○、(有)○○○○○○、代表取締役、○○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積20,398㎡、利用目的、牧草畑、他8筆、256,986㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、あっせんにより所有農地を農地所有適格法人に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年7月1日から令和6年3月31日まで。6、価格。年619,000円。7、資金調達方法。自己資金619,000円。8、借主の経営状況。構成員、4人、農従者、4人、畑1,652,818.10㎡、計1,652,818.10㎡、家畜、牛981頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、62ページのとおりです。この案件につきましては、倉田氏より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程9、議案第211号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、本案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は笠原会長代理に

お願い致します。
(本田会長降壇、議席へ)
(笠原会長代理登壇)

笠原会長代理 会長に代わり、議事を進行致します。
ここで、会議規則第16条の規定により、18番、本田委員の退席をお願い致します。
(本田会長退席)
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 上程になりました、議案第211号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」事務局よりご説明致します。64ページをお開きください。令和元年度分といたしまして(株)〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。65ページをお開きください。令和元年度分といたしまして(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇以上3件の提出がありました。令和2年5月28日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

笠原会長代理 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

笠原会長代理 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

笠原会長代理 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
(本田会長、議席へ着席)
本田委員に申し上げます。本件は原案のとおり承認されました。
ここで議長を交代し、今後の議事は、本田会長をお願い致します。
(笠原会長代理降壇、議席へ)
(本田会長登壇)

議長 日程10、議案第212号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規程による買入協議の要請について」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました、議案第212号「農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について」(1)について説明いたします。67ページをお開きください。

(1) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和元年10月18日。3、農地中間管理機構を含めた調整経過。令和2年3月16日、農地中間管理機構及び担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、68ページのとおりでありまして、合計19筆、513,138㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買い入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中 洋希委員。

田中委員 上程になりました、議案第212号(2)(3)について説明いたします。69ページをお開きください。

(2) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和元年10月15日。3、農地中間管理機構を含めた調整結果。令和2年3月16日、農地中間管理機構及び町担当部局により農用地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、70ページのとおりでありまして、合計12筆、433,083㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。71ページをお開きください。

(3) 1、所有権移転のあっせん申出者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、申出を受けた年月日。令和元年10月15日。3、農地中間管理機構を含めた調整結果。令和2年3月16日、農地中間管理機構及び町担当部局により農地の利用調整を行った結果、当該農用地については速やかな売買の調整を図ることが困難であることから、買入協議の対象とすることで意見の一致をみた。4、当該農用地の利用集積に係る意見。当該農用地は、周辺地域における農用地の保有及び利用の現況、将来の見通しからみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し利用集積を図ることが望ましい農用地であることから、農地中間管理機構による買入が特に必要である。

今回所有権移転のあっせん申出があった農用地については、72ページのとおりでありまして、合計12筆、202,074㎡となっております。

この案件につきましては、〇〇氏より、農用地を譲渡したい旨の申出があったもので、地区推進班及び関係機関と農地調整した結果、直ちに売却することは困難であり、担い手農業者への集積を図るためには、農地中間管理機構による買入が必要と判断し、中標津町長に対し農地中間管理機構へ農地の買入協議を行なう旨の通知の要請をするものであります。なお、農地中間管理機構が買入れた後、5年間賃貸し、その後借主に売り渡すことになっています。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり要請いたします。
日程11、報告第102号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告102号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。74ページをお開きください。

許可日、令和2年5月20日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇〇

借主 中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇(株)、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,677㎡の内15,875㎡。3、許可期間は令和2年6月25日から令和3年6月9日までとなっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程12、報告第103号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 報告第103号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。76ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和元年6月25日付、中農委4第令元-5号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的。農家用住宅建設。5、事業計画の期間。令和元年6月25日から令和2年5月30日まで。6、事業完了年月日。令和2年5月21日。7、この完了検査につきましては、令和2年6月17日、第2地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。以上で報告を終わります。
今期最後の総会でありますので、私のほうから一言ご挨拶申し上げます。この一期3年ご苦労様ございました。以前の選挙制度による選出から町長及び議会をとおしての承認ということでこの3年間やってきたところですけども、基本は何も変わることなく、農地法に法りこの地域の農地を守ることですすめて参りました。私自身も初めての議長ということで、仰せつかりましてやってきたところですけども、とりあえず3年おわたたなあとというのが正直なところであります。なって感じたのが、地区の担当委員でいるほうが、地域の事情が分かって良かったなあとこのことですかね。全体のこういう立場にさせていただいて感じるのは、農地は個人の財産で、農業委員はすべて財産の管理、財産に対峙する厳しいものだと思います。人

の財産に価値をつけてということで、重く感じてやっではきているのですが、最近思うのは、農地はこれは個人の財産であることは間違いないことなのですが、自分の財産であるが、農地の場合は好き勝手はどうなのかなど。所有するからには農地として利用する義務もあるだろうと、ということも痛感しております。昨年、今期になってから地下資源採取される業者さんとも前向きに今後の地下資源の採取と農地の在り方について会議を持つことができ、有意義な方向に向いたと思えますけども、やはり農地の所有者自らも、いつまでも農地は農地として使うことが求められるということを肝に銘じてもらえるようにこの後も進めていかなければならないと思えますし、言葉は適格じゃありませんけども、以前ちょっと採ってしまえばいいかという雰囲気が残念ながらあったような感じがします。大事な中標津町内の農地の価値がなくなったということがございましたので、そこはこれからは地域全体で農地は農地として守るんだということを、はっきりとこれからの農業者にわかってもらえるように、現農業者にもわかってもらって、もし売買ということになったときには、しっかり農地として渡せるようにみなさまと協議できればなあという感じがいたします。話が替わりますけども、今年になってから新型コロナの影響で様々な行事が中止となっております。地域の後継者対策も冬季交流会を中止しておりますし、そういう面ではこれからどんどん育ててほしい若者が動きづらい時代に入っちゃったのかなという感じがしてなりません。ただ、この中標津町内においては、いいかどうか言葉は悪いですけども、コロナの影響を受けずに酪農の場合は牛乳を出荷することができましたし、畑作の方は生産されていない時期であったことで、良くはないんですけど良かったなという感じがいたします。これからもどんどん発展できるように改善できればなということと、畜産クラスター事業がずっとピークは終わったと思うんですけど、どうしても大規模な方にシフトされていまして、地域全体の農地、コミュニティーを守るうえで50町くらいの小さな放牧中心でも良いですし、そういう農家もいっぱい残ってくれて初めて地域が残るので、この事業の在り方もそういう方々にもっともっと目を向けた方策ができればなど、私もいろんな形で話はさせていただくんですけども、そういう形を皆さんも肌で感じていただきながら、いろんなところに意見を出すように努めていただければと思います。先月の議会で新たな農業委員18名承認いただきました。3名の方が入れ替わるのですが、これからも今までどおりみなさんとともに地域の農地を守る、その代わり使えないものは使えない、使えるものは絶対使ってもらう、そういうメリハリをつけた中で中標津町全体の財産である農地を守ろうとすすめればと思いますので、皆様のご協力をお願いいたしますし、法の番人として事務局長を含めて職員みなさん方には法令をしっかりとチェックしていただいて、私たちにまた助言していただければと思いますので、そういう意味では両輪のつもりですすめていければと思います。3年間とりあえず終わりましたのでありがとうございます。これをおもちまして、第36回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年6月29日

会 長 _____

15番 _____

16番 _____